

## 第 1 0 回

# 石和町、御坂町、一宮町 八代町、境川村、春日居町 合 併 協 議 会 会 議 録

平成 1 5 年 1 0 月 1 1 日 開会

平成 1 5 年 1 0 月 1 1 日 閉会

第 1 0 回

石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会

平成 1 5 年 1 0 月 1 1 日

第10回 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会

平成15年10月11日  
午後1時30分開議  
石和町スコレーセンター

第1 開 会

第2 会長あいさつ

第3 合併協議会委員の変更について

第4 議 事

(1) 報告事項

報告第1号 総務・企画小委員会の審議経過について

報告第2号 住民小委員会の審議経過について

報告第3号 新市の名称について

報告第4号 その他

(2) 協議事項

協議第 1号 9 地域審議会の取り扱いについて

協議第 2号 14 事務組織及び機構の取り扱いについて

協議第 3号 15 支所・出先機関の取り扱いについて

協議第 4号 18 公共的団体の取り扱いについて

協議第 5号 43 各種年金の取り扱いについて

協議第 6号 46 高齢者福祉の取り扱いについて(その2)

協議第 7号 47 障害者福祉の取り扱いについて

協議第 8号 48 社会福祉の取り扱いについて

協議第 9号 54 使用料及び手数料(住民関係)の取り扱いについて

協議第10号 24 補助金・交付金等(総務・企画関係)の取り扱いについて

協議第11号 40 補助金・交付金等(産業・経済・建設関係)の取り扱いについて

協議第12号 55 補助金・交付金等(住民関係)の取り扱いについて

協議第13号 64 補助金・交付金等(教育関係)の取り扱いについて

協議第14号 66 その他の事務事業の取り扱いについて

- 1 総務関係の取り扱い

協議第15号 66 その他の事務事業の取り扱いについて

- 6 防犯灯設置、維持管理の取り扱い

協議第16号 その他

第5 次回の協議会日程について

第6 その他

第7 閉 会



開会 午後 1時30分

司会（中川啓次君）

委員の皆様方、本日はご苦労さまです。

私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます、石和町役場の中川と申します。

去る、9月1日の人事異動によりまして、石和町の総務課長を仰せつかりました。同時に、当協議会の事務局長を務めさせていただいております。

どうかよろしく願い申し上げます。

それでは、始めに、開会ということでございますので、相互にあいさつを交わしたいと思います。

恐れ入りますが、ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご着席ください。

ただいまから、第10回石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会を開催いたします。

次第によりまして、会議を進めさせていただきます。

まず、会長あいさつを、協議会の会長であります荻野石和町長からいただきます。

荻野会長、お願いいたします。

会長（荻野正直君）

皆様、こんにちは。

今日は土曜日、しかも3連休の初日ということで、皆様方、お休みのところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

日程の調整をさせていただいたわけでございますけれども、なかなか秋の行事等がそれぞれ重なっております、本日を選ばせていただきました。よろしく願いしたいと思います。

さて、この協議会も8月26日だったと思いますが、あれから46日が経過いたしまして、その間にはそれぞれの町村におきまして、新市の将来構想の説明会をしていただきました。委員の皆様方には大変なご協力をいただき、ありがとうございました。

この説明会の中で、それぞれの町村で出されました意見につきましては、この協議会の場の中でも協議されたものもございますし、あるいは、新たな建設的なご意見もちょうだいしたと、承っております。

新市に向けて、このことも十分に考慮しながら進めさせていただければと、かように思っております。また、この協議会の協議も大変進んでおりまして、今日もたくさんの協議事項が出ています、スケジュールといたしましては、いわゆる、住民の意向調査を各町村により行いまして、その結果に基づき集計をしていただき、この集計が11月5日と事務局サイドから聞いておりますけれども、その後、それぞれの町村の中で、合併の決定をしていただくと、こんなふうなスケジュールになるかと思っております。

恐らく、それぞれの町村の12月議会におきまして、そのことをお決めいただき、これは私、会長として思っていることでございますが、そんなふうなスケジュールになっていければいいと思っております。

本日もたくさんの議題がございますけれども、よろしくお願い申し上げます。

なお、朝夕めっきり寒くなりましたという言葉のほうが適切でしょうか、皆様方、お風邪などひかないようにお気をつけていただきますことをご祈念申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、開会にあたりましてあいさつにさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

司会（中川啓次君）

ありがとうございました。

続きまして、次第の3番目でございます、合併協議会委員の変更についてですが、事務局からご紹介申し上げます、事務局お願ひします。

事務局次長（宮島茂君）

それでは、事務局から紹介させていただきます。

資料の1ページをお開き願ひしたいと思います。

私のほうでお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、ご起立をお願ひいたします。

第5号委員、御坂町の上野元昭様。

ありがとうございました。

第2号委員であります、石和町議会議長の芦野知夫様。

次に、第5号委員、境川村の角田義澄様。

以上でございます。

司会（中川啓次君）

次に、次第の4番目でございます議事ではありますが、協議会規約第9条によりまして、議長を会長にお願ひしたいと存じます。

では、荻野会長お願ひいたします。

議長（荻野正直君）

それでは、ご指名でございます。

ただいまから議事に入ります。

スムーズな進行に、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

始めに、報告事項から入りたいと思います。

報告第1号 総務・企画小委員会の審議の経過についてであります、小委員会の中村委員長さんから報告をお願ひいたします。

総務・企画小委員会委員長（中村長年君）

それでは、報告第1号でございます、総務・企画小委員会の審議状況について、ご報告申し上げます。

第11回総務・企画小委員会を10月9日に、境川村防災センター会議室において開催いたしましたので、その審議状況についてご報告申し上げます。

まず、始めに協定項目24 補助金・交付金（総務・企画関係）の取り扱いについてでございます。

本日、配付されました総務企画24のシートになります。

まず、項目1 自治会関係の主な補助金等についてであります、自治会運営費にかかる補助金につきましては、町村ごとに積算基準もまちまちでありまして、補助金額の格差がございます。それぞれの町村で長年の経緯を踏まえて決定されているものであり、地元の消防維持費や土木事業の負担、また、その他の地元負担金なども複雑に関係しておりますし、自治会の運営などもさまざまありますので、一概に補助金のみ調整では済まされない状況にあります。

こうしたことから、各種事業との関係を整理しながら自治会とのコミュニケーションを図り、ご理解を得る中、一定の期間での調整を図っていく必要があるため、調整内容といたしましては、自治会補助金については、従来からの経緯、実情等を考慮し、統一性、公平性に配慮しつつ、新市に

において調整する。また、区長会などその他の補助金につきましては、新市において速やかに統一した基準を定め調整するという方針で、意見集約いたしました。

次に、項目 2 . 消防・防災関係の主な補助金等についてであります。消防団の運営補助金、資機材の購入及び維持費、維持経費に関する補助金、防災訓練、自主防災組織への補助金等がありますが、消防・防災関係の補助金等につきましては、新市において統一した基準を定めて調整することにいたしました。また、消防資機材及び維持費等については、公費負担を原則とすべきであるということで、意見集約されました。

次に、項目 3 . 交通関係団体の主な補助金等、項目 4、その他総務・企画関係の主な補助金等につきましては、基本的には現行どおり継続し、必要性、有効性、公平性を考慮し、新市において調整することといたしました。

次に、協定項目 6 6 - 1 その他事務事業の取り扱いのうち、総務関係の取り扱いについてでございます。

本日、配付されました総務・企画 6 6 - 1 のシートになります。

継続審議となっております、項目の 5 . 公告式関係、及び項目 9 . 選挙に関する取り扱いにつきまして審議を行いました。

公告の関係では、新市の掲示場の数につきましては、6カ所とすることとし、設置場所につきましては、それぞれ支所の場所とすることで、意見集約をいたしました。

次に、選挙に関する取り扱いについてであります。

合併から 5 0 日以内には、市長ならびに市議会議員の選挙が行われているわけですが、投票所の数につきましては、現在 6 町村で 4 0 カ所の投票区がございます。それぞれの町村で、住民の利便性や地理的状況等を考慮した中で設置されております。また、町によっては、1つの投票区で 4 千人を超える有権者数の多い投票区があり、現在、再編も検討している等の状況でございます。

こうしたことを踏まえた上で、6 町村の投票区は、そのまま新市の投票区として移行していくことで、意見集約いたしました。

なお、その後に変更の必要がある場合には、新市において検討するものとし、ポスター掲示場数は、法令で定めるとおりとすることに確認いたしました。

次に、協定項目 6 6 - 6 その他事務事業の取り扱いのうち、防犯灯設置、維持管理の取り扱いについてであります。

本日、配付されました総務・企画 6 6 - 6 のシートになります。

住民の方々の安全確保のため、防犯灯が各町村で設置されております。維持管理につきましては、町村が直接管理しているものと、地区で管理しているものとがございます。維持管理の経過に若干の違いもございますが、防犯灯の設置及び維持管理につきましては、現行のまま新市に引き継ぎ、台帳等を整理する中で調整し、統一を図っていくことで意見集約をいたしました。

なお、詳細につきましては、シートのほうをご覧くださいと思います。

以上が、総務・企画小委員会の審議状況であります。協定項目 2 4 補助金・交付金の取り扱い、協定項目 6 6 - 1 その他の事務事業の取り扱い、協定項目 6 6 - 6 その他の事務事業の取り扱い等につきましては、当小委員会での審議が終了してございますので、本日、後ほどご協議をお願いしたいと思います。

以上、第 1 1 回総務・企画小委員会の審議状況の報告といたします。

ありがとうございました。

議長（荻野正直君）

中村委員長様、ご苦労さまでございました。

報告が終わりました。

何かご質問・ご意見ございますでしょうか。

（ な し ）

それでは、次に、報告第2号 住民小委員会の審議経過について、小委員会の鈴木委員長さんから報告をお願いいたします。

住民小委員会委員長（鈴木貞夫君）

報告第2号 住民小委員会の審議状況報告を行います。

住民小委員会を去る10月8日、石和町商工会2階会議室において開催いたしましたので、審議状況等についてご報告いたします。

まず、始めに協定項目42 国民健康保険の取り扱いについてであります。本日、配付されました住民42のシートになります。

まず、給付事業につきましては、出産育児一時金は32万円、葬祭費は5万円とすることで調整いたしました。

次に、保険税についてでございます。

保険税率の統一時期については、継続協議となっておりますので、調整方針が固まり次第ご協議いただきたいと思います。

保険税率以外の賦課方式、納期などについては、合併翌年度から統一することとしました。

また、財政調整基金につきましては、各町村の保険給付費を基準として、適切な額をそれぞれ持ち寄ることといたしました。

なお、そのほかの協議事項につきましては、協議シートをご覧いただきたいと思います。

次に、協定項目43 各種年金の取り扱いについてであります。

本日、配付されました住民43のシートになります。

この各種年金の取扱いは、国民年金の取り扱いとして協議を行いました。既に皆様ご承知のとおり、国民年金については法定受託事務となっており、収納事務などが平成14年度より市町村から国に移行しており、各町村の現状についてはシートのとおりです。被保険者数や年金受給の状況については、シートの後ろに資料が添付されていますので、ご覧いただきたいと思います。

調整方針としては、国民年金の取り扱い業務受給相談については、現行のとおり新市に引き継ぐこととしました。

次に、協定項目46 高齢者福祉の取り扱いについてであります。

シートは住民46-1に、第8回の協議会で提出してありますので、高齢者福祉（その2）への追加項目になります。

まず、始めに生活援助派遣事業、軽度生活援助事業、及びデイサービス事業については、合併時に調整し新市で実施する。

一人暮らし老人見守り事業については、合併時に調整し、統一して新市で実施する。

また、緊急通報システムについては、6町村ともふれあいペンダント事業など実施していますので、現行のまま新市で実施することとしました。

介護保険関連事業については、障害ホームヘルプ利用者支援措置制度、社会福祉法人等低所得者利用負担減免制度、及び在宅改修支援事業の3つの事業は、現行のまま新市に引き継ぎ実施する。

高齢者短期入所利用助成事業については、石和町のみで実施していますが、新市の事業として実

施することとしました。

次の高齢者住宅整備事業については、合併時に調整し実施することとしました。

次に、住民46-2のシートで、敬老会事業についてであります。

これは、町村により助成方式で行うところ、町村が開催するところ、各行政区で実施するところと開催方法がさまざまであり、また開催時期も違いがありますので、調整方針としては、合併年度は現行のとおり実施し、翌年度以降は統一した助成方式により実施することとしました。

続きまして、協定項目47 障害者福祉の取り扱いについてであります。

シートは住民47-1になり、第9回の協議会で提出してあります、障害者福祉事業への追加項目になります。

心身障害者小規模作業所事業ですが、現在、5町で実施しており、在宅障害者に対して、自活に必要な授産の場を与え、心身障害児者の自立を促進するためにも、現状のサービスを低下させないように、現行のまま新市に引き継ぐこととしました。

次に、協定項目48 社会福祉の取り扱いであります。これは分科会及び専門部会で継続協議していたもので、前回の協議会で提出してありますシートの追加項目になります。

まず、始めに結婚対策事業ですが、これは5町村で実施しておりますので、調整方針としては、次のようにしました。

そのまま新市に引き継ぎ、運営状況等を勘案する中で、新市において組織の見直しを検討する。

次に、社会福祉事業の中で、戦没者慰霊祭についてであります。

これは6町村とも実施していますが、開催期日、開催方法にも違いがあり、また、関係機関との調整も必要でありますので、調整方針としては、合併年度は旧町村単位で実施し、翌年度以降は新市において関係機関と協議し、調整することとしました。

次に、協定項目53 火葬場の取り扱いであります。本日、配付されました住民53のシートになります。

火葬場につきましては、現在、町村単独の施設はなく、一部事務組合により共同設置・運営されております。東八5町村は東八聖苑、春日居町は東山聖苑を使用しており、現在、ほぼ充足されている状況であります。また、使用料の差異もほとんどありません。なお、合併により、その所在が飛び地になっても、構成市町村によって建設・運営されているものであり、問題は生じない旨の説明を受けました。協定項目では、別に一部組合の取り扱いがありますので、その決定を待つことになろうかと思われれます。

基本的な考え方といたしまして、今後も行政事務組合で共同設置している施設であります、東八聖苑及び東山聖苑を現行のとおり使用していくことが適当であることを確認し、調整方針といたしました。

次に、協定項目55 住民関係の補助金・交付金等の取り扱いであります。

本日、配付されました住民55のシートになります。

福祉関係及び保健衛生関係の団体への運営補助金や各種の事業補助金、また、環境衛生関係の各種制度補助金などがあります。

調整の方針といたしまして、基本的には現行どおり継続し、必要性、有効性、公平性を考慮し、新市において調整することとしました。

なお、詳細についてはシートのほうをご覧くださいと思います。

以上が、第8回住民小委員会の審議状況であります。協定項目43 各種年金の取り扱い、協定項目46 高齢者福祉の取り扱い、及び協定項目47 障害者福祉の取り扱い、協定項目48 社

会福祉の取り扱い、協定項目55 補助金・交付金等（住民関係）の取り扱いにつきまして、当小委員会での審議が終了しておりますので、本日、後ほどご協議をお願いします。

以上。

議長（荻野正直君）

鈴木委員長さん、ありがとうございました。

ただいま、報告が終わりました。

何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

（ な し ）

それでは、次に、報告第3号 新市の名称募集について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

事務局からご報告いたします。

新市の名称募集につきましては、9月1日から30日までの募集期間で公募いたしました。

応募用のはがきやファックス、またはホームページなどで、応募の総数は4,442件でありました。

たくさんのお応募をいただきまして感謝しております、ありがとうございました。

そのうちで、無効件数、有効件数、または上位の5点などについては現在集計中でありまして、次回の協議会でお知らせをする予定です。

そこで、今後の予定ですが、10月29日に有識者会議を予定しておりまして、その席上で、応募件数の中から、得票の多い順から上位5点、及び、その5点以外でも有識者が、これは素晴らしいなと思ったもの、または、本人の考案によるものなど合わせて10点程度を決める予定であります。

その10点程度の作品を次回、11月の協議会で発表して、お持ち帰りいただいて、じっくり考えていただく中で、12月の協議会で投票により2点、さらに決選投票により、新市の名称を決定していく予定であります。

この手順につきましては、前にお示しし、同意をいただきましたマニュアルのとおりでございます。

以上であります、一つ協議していただきたいことがあります。マニュアルでは決めてなかったことであります。

と申しますのは、上位2点を選ぶ方法ですが、単純に1人が1点を選ぶか、つまり1票とする方法。この場合は、全部で委員さんが60人ですから、60票の中から2点ということでございます。

もう一つの方法としまして、上位2点を選ぶということですから、始めから1人に2票を与えて、120票の中から2点を選ぶと、その2つの方法がございます。

幹事会のほうで検討しましたが、選ぶ権利のある人に決めてもらうほうがいいのではないかと、そういうことになりまして、今回提案させていただきます。

これにつきましては、考えてきていただき、次回、11月の協議会のときに決めるということで、お願いしたいと考えておりますが、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

続きまして、報告第4号 その他であります、何かございますでしょうか。

事務局。

事務局次長（宮島茂君）

その他としまして、事務局から報告させていただきます。

前回、協議いただいた交通関係の取り扱いの訂正の関係、それから、住民意向調査の関係の2点について報告があります。

まず、交通関係の取り扱いの件であります。資料の3ページをお開き願います。

前回の協議会で、交通関係の取り扱いにつきまして、内容の表し方を変えたほうがよいとのことがありましたので、今回、訂正をいたしましたので、それを報告し、了解をしていただきたいと思います。

訂正箇所が、下線の波線になっております。

3番目、今回は、「石和町交通バリアフリー基本構想策定事業は」とありましたが、基本構想の段階ではなくて、もう事業の段階に入っているということがありましたので、訂正は、「石和町交通バリアフリー事業は」といたしました。

4つ目ですが、今回は、「循環・巡回バスについては、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運行経路・運営方法については、新市において新たに6町村の公共施設等を結ぶなど、速やかに検討する。」とありましたが、話の前後をひっくり返したほうが良いと、そういうご意見がございましたので、今回につきましては、4番目、「循環・巡回バスについては、運行経路・運営方法について、新市において新たに6町村の公共施設等を結ぶなど、速やかに検討する。なお、現在運行している一宮町内循環バス及び境川村内巡回バスについては、現行のまま新市に引き継ぐ。」と、こう直した上で、このシートを協議会の決定事項にさせていただきたいと思います。

続きまして、住民意向調査についてであります。

まず、法律的な話をいたしますと、今後、合併に向けた取り組みを進めてまいりまして、66個の協定項目がすべて協議されたあとで、各町村ごとに議会で合併の是非が議決されます。

可決の場合、調印ということになります。

その参考とするため、また、新市の建設計画を作っていく上で、広く住民の皆様の意見を聞く意味から、住民意向調査を各町村が実施主体となって行う予定であります。

各町村の申し合わせ事項としまして、11月5日に結果が出せるよう取り組むこととされております。

以上、各町村ごとにいろいろありますが、住民意向調査につきまして、私のほうから報告させていただきました。

それから、4ページに、10月8日現在であります。住民説明会の開催状況の表を付けておきました。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

その他の項目で、何かございますでしょうか。

どうぞ。

委員（山崎光世君）

春日居の山崎でございます。

今、事務局のご説明の住民意向調査の部分で、次長の口から合併の是非を決めるための議会の議決の参考というか、住民の意向というふうな受け止め方をご提示されたのですが、やはり若干の不安が残るのは、この調査の結果に拘束力はないということ、きちっとしておいたほうが良いのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

事務局次長（宮島茂君）

法的な話をいたしますと、拘束力はございません。そうは言っても、委員さん方がこれを参考に、もちろん自分のご意見で議会で決めていただくことが第一義的なことだろうと思います。

よろしいでしょうか。

議長（荻野正直君）

ほかにいかがでございましょうか。

（ な し ）

それでは、ないようでございますから、協議事項に入ります。

まず、協議第1号 地域審議会の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局次長（宮島茂君）

協議項目9番ですから、9番のシートをご覧くださいと思います。

前回、8月26日にお示しいたしました、専門部会及び小委員会の結論としては、施策全般に関し市長から諮問を受け、必要に応じて市長に意見を述べることができる、いわゆる地域審議会を設置することで意見集約されております。

この審議会は、附属機関の扱いとなりますので、あとで条例の制定が必要となりますけれども、設置するためには協定項目の中で決めておく必要があると、そういったものでございます。

調整方針としましては、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の旧町村の区域ごとに地域審議会を設置する。

設置については、「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

以上が調整方針であります。具体的には、合併後、市議会議員の選挙などが終わったあとで、状況を見ながら委員の選任や、または会議の開催回数など、具体的なことは決められていくものと考えております。

以上です。

よろしくをお願いします。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何か質問・ご意見等ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議第2号 事務組織及び機構の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

協議番号第14ですから、14番目のシートをお開き願いたいと思います。

このシートを見ますと、組織・機構としまして、現在は各町村、いわゆる課制、課・室の改正でありますけれども、市へ移行するに伴い、部制がしかれるものと思われま。

現在、事務的に詰めを行っておりますが、その際の基本的な考え方として、次のページをお願いします。整備方針があります。整備方針を読みます。

新市の行政組織及び機構については、次の整備方針により、協議会において協議する。

行政サービスを向上できる組織・機構。

各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構。

簡素で効率的な組織・機構。

指揮命令系統が明確な組織・機構。

事務事業の統一的な執行に十分配慮した組織・機構。

この整備方針に基づき、事務的に詰めていくことを了承願いたいというものでございます。

また、同じページに付属機関として、さまざまなものが載っておりますが、その統合方針をお諮りするものでございます。

では、調整方針としまして、協定項目14番の事務組織及び機構の取り扱いにつきましては、次のとおりとする。

1. 事務組織及び機構の整備方針に基づき整備する。
2. 現6町村役場庁舎には、それぞれの行政区域を所管する支所を置く。
3. 現6町村役場庁舎は、必要に応じ分庁舎として有効活用する。
4. 新市の組織については、住民サービスの向上につながるよう十分配慮する。
5. 付属機関については、6町村ともに置かれているものについては合併時に統合し、それ以外のものについては実情を考慮し調整する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何か質問・ご意見等ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議第3号 支所・出先機関の取り扱いについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

15番目のシートをお願いいたします。

見たとおりでございますので、調整方針を読ませていただきます。

支所・出先機関の取り扱いについては、次のとおりとする。

1. 現役場庁舎は、当面、支所として活用し、業務内容については、住民サービスの向上につながるよう配慮する。
2. 出先機関については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何か質問・ご意見等ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議第4号 公共的団体の取り扱いについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

これにつきましては、前回、8月26日にお示しをいたしました。シート 18のシートをお開き願いたいと思います。

公共的団体といいますと、総務・企画関係、産業・経済・建設関係、住民関係、もちろん教育関係といろいろありますが、一番最後に法令等が載っております。

その中で、合併特例法第16条に、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。」という法文の一文が載っておりますが、それに基づいた調整内容となっております。

では、調整内容を読ませていただきます。

公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合に努める。

1. 各町村共通している団体については、連合会形式も含め、合併時に統合できるように調整に努める。なお、統合に時間の要する団体については、将来統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

2. 町村独自の団体については、原則として現行どおりとし、新市においてその内容を検討する。以上の調整内容でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何か質問・ご意見等ございますでしょうか。

（なし）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議第5号 各種年金の取り扱いについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

43. 各種年金の取り扱いということで、先ほど、鈴木委員長さんから小委員会の報告がございました。

国民年金の事務につきましては、現在、収納事務など国へ移管されておまして、残っている事業としましては、用紙類の提供とか相談業務だけであります。

したがって、調整方針としましては、簡単でございますけれども、国民年金の取り扱い業務、の受給相談については、現行のとおり新市に引き継ぐ。というものでございます。

よろしく申し上げます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何か質問・ご意見等ございますでしょうか。

（なし）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議第6号 高齢者福祉の取り扱いについて（その2）を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

高齢者福祉の取り扱いにつきましては、実は非常に範囲が広いわけでありまして、であります。ほとんどは既に決定されておりまして、本日は、その残りの部分について、先ほど報告があった事柄につき、決定をいただきたいということでございます。

先ほど、鈴木委員長さんのほうから報告がございましたが、改めて読ませていただきます。

高齢者福祉の取り扱い（その2）

調整方針として

- 1．国または県等が定める制度については、現行の実施方法を基準に、新市において調整して実施する。
- 2．各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、合併時に調整し実施する。
- 3．敬老会事業については、合併年度は現行のとおり実施し、翌年度以降は統一した助成方式により実施する。

以上、報告のとおりでございます。

よろしく申し上げます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何か質問・ご意見等ございますでしょうか。

（なし）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議第7号 障害者福祉の取り扱いについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

47．障害者福祉の取り扱い

前回、8月26日の協議のもの、及び、今日報告されたものでございます。

障害者福祉の取り扱いについては、非常に範囲が広がるございますが、前回、8月26日の協議会では、そのうちタクシー事業、医療費の助成、一時養護サービス、社会参加、身体障害者福祉会など、小委員会での方針が報告されました。それに今回の小規模作業所が報告されました。

そこで、調整方針でございますけれど

- 1．障害者福祉計画については、社会経済状況の変化等を踏まえ、今後の福祉施策の方向性を総合的に勘案しながら、新市において新たに策定する。
- 2．国または県等で定める制度については、現行の実施方法を基準に調整して、新市として実施する。
- 3．各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。

4. 重度心身障害者福祉タクシーについては、現行のまま新市に引き継ぐ。内部障害者については、石和町の例による。助成金額については590円の48枚綴りとする。
5. 重度心身障害者医療費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。
6. 心身障害児者一時養護サービスについては、利用制限時間を年240時間に統一し、新市に引き継ぐ。
7. 心身障害者小規模作業所事業については、現状のサービスを低下させないように、現行のまま新市に引き継ぐ。
8. 障害者社会参加促進については、八代町、春日居町の例により、新市で調整する。
9. 身体障害者福祉会については、現行のまま新市に引き継ぎ、組織充実のため支援を行う。
10. 支援費制度については、継続して新市に引き継ぐ。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何か質問・ご意見等ございますでしょうか。

（なし）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議第8号 社会福祉の取り扱いについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

社会福祉の取扱いは、48番ですので48番のシートをお開き願いたいと思います。

社会福祉につきましては、前回、生活保護や民生委員関係などに関し報告をいたしました。

先ほどの報告で、今回、結婚対策事業や慰霊祭などが報告されました。

併せまして、調整方針としましては

1. 生活保護については、新市で福祉事務所を設置し実施する。
2. 国または県等で定める制度に基づくものについては、そのまま新市に引き継ぐ。
3. 民生委員・児童委員については、国制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。

組織については、旧町村単位に地区民生委員協議会を設置するとともに、市の連絡協議会を設置する。

活動費については、他の非常勤特別職と整合性を図りながら、新市において調整する。

4. 結婚対策事業については、そのまま新市に引き継ぎ、運営状況等を勘案する中で、新市において組織の見直しを検討する。
5. 戦没者慰霊祭については、合併年度は旧町村単位で実施し、翌年度以降は新市において関係機関と協議し、調整する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何か質問・ご意見等ございますでしょうか。

（なし）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議第9号 使用料及び手数料(住民関係)の取り扱いについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長(宮島茂君)

使用料及び手数料(住民関係)の取り扱いにつきましては、シート 54でございます。54のシートをご覧いただきたいと思います。

住民関係の使用料及び手数料につきましては、前回報告させていただきましたけれども、種類とすれば、1ページ目の窓口業務関係の手数料や環境衛生関係の手数料など、非常にたくさんの種類があります。そうは言いましても、金額的にはほとんど同じであります。

したがって、調整方針としましては、住民関係手数料については、合併時に新市の手数料徴収条例等により調整する。

以上でございます。

議長(荻野正直君)

事務局の説明が終わりました。

何か質問・ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に

協議第10号 補助金・交付金等(総務・企画関係)の取り扱いについて

協議第11号 補助金・交付金等(産業・経済・建設関係)の取り扱いについて

協議第12号 補助金・交付金等(住民関係)の取り扱いについて

協議第13号 補助金・交付金等(教育関係)の取り扱いについて

であります。事務が補助金・交付金ということで同じでありますので、一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長(宮島茂君)

それでは、一括としてよろしく申し上げます。

まず、総務・企画関係の補助金・交付金でございますが、これについては、今日お配りしたシート24でございます。

中村委員長さんのほうから詳しい説明があったわけですが、調整方針を読ませていただきます。

総務・企画関係の補助金・交付金については、次のとおりとする。

1.自治会補助金については、従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において調整する。

これにつきましては、先の説明にもありましたが、一定の期間での調整を図ると報告されましたけれども、さまざまな要因が順次決まっていく中で、極力、早期の統一を図ってまいりたいとの考えでございます。

2.消防・防災関係の補助金等については、新市において統一した基準を定め調整する。

小委員会の中では、統一した基準というところにつきましては、資機材等の搬入・維持管理等につ

いては、基本的に公費負担で統一をしたいという考えでございます。

3. その他の補助金・交付金については、基本的には現行どおり継続し、必要性、有効性、公平性を考慮し、新市において調整する。

以上が、総務・企画関係の補助金・交付金等の取り扱いでございます。

続きまして、産業・経済・建設関係の補助金・交付金であります。シート 40をお開き願いたいと思います。

産業・経済・建設関係の補助金・交付金としましては、農協への補助金及び農政関係の各種団体への補助金などがあります。

それぞれにつきまして、右のページのほうに調整方針が示してありますが、全体としての調整方針としましては、産業・経済・建設関係の補助金・交付金については、基本的には現行どおり継続し、必要性、有効性、公平性を考慮し、新市において調整する。

この文言が、実を言いますと、4つの補助金の調整内容、すべて同じ内容になっております。

続きまして、住民関係の補助金・交付金等でございますが、これにつきましては、今日お示したシートの中に55番目のシートがございます。

住民関係の補助金・交付金としましては、先ほど報告されましたが、福祉関係、それから保健衛生関係、それから環境関係などがあり、それぞれに調整方針が示してございますけれども、全体としての調整方針としましては、先ほど読み上げたとおりの調整方針でございます。

住民関係の補助金・交付金については、基本的には現行どおり継続し、必要性、有効性、公平性を考慮し、新市において調整する。というものでございます。

続きまして、教育関係の補助金・交付金ですが、シート 64でございます。

教育関係の補助金・交付金につきましては、学校教育関係、社会教育関係、社会体育関係などがありますけれども、全体の調整方針としまして、教育関係の補助金・交付金については、基本的には現行どおり継続し、必要性、有効性、公平性を考慮し、新市において調整する。

以上、10号から13号議案まで一括して提案させていただきました。

よろしく願いいたします。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何か質問・ご意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

委員（渡邊芳直君）

総務・企画関係の補助金の関係につきまして、ちょっとお願いとお聞きしたいところがあるわけでございますけれども、先ほど、委員長さんのほうから詳しく説明があったわけでございますが、自治会補助金につきましては、当然、歴史というものがあまして、調整については難しいということは分かるわけでございますけれども、この表を見せていただきますと、それぞれの町村でいろいろな形の中で、自治会のほうに補助していただいているわけございまして、私ども区長会といいますが、区の関係に携わって初めて分かったわけでございます。

御坂町におきましても、区長さんはもとより各組の組長さんが、かなりいろいろな面でご足労いただいているというようなことで、町に対しても従来、組長さんに手当を出して欲しいというようなことで、お願いをした経緯があるわけでございますが、この表で見ますと、一宮町、八代町、それぞれ地域振興費というような形で、各組に補助金が出ているようでございますけれども、今回、この合併を機に、出していない町村につきましても、一宮町あるいは八代町の例にならって、組長

さんに補助金を出していただきたいと思うのが1点と。

そして、もう1点は、具体的な調整内容の中に「自治会補助金については、新市において調整する。」と、あるいは、その2段書きに、「その他補助金については、速やかに統一する。」というようなことで2段書きになっているわけですが、区長さん方の手当というものにつきましても、だいぶアンバランスがあるということの中で、これは17年度に速やかにやってもらわないと、第一線で働いている区長さん方に、不満が出てくるのではないかと思います、この中のいくつかの補助金・交付金等の関係で、「新市において調整する。」という同じ文言で書いてあるわけですが、自治会費等につきましても、第一線で働く皆さん方の幅が広いということの中で、ぜひ17年度より実施をしていただくという、この2点をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

お願いというとらえ方でよろしいでしょうか。

委員（渡邊芳直君）

お願いと、この調整項目の中に一行、書き加えていただければありがたいと思います。

事務局次長（宮島茂君）

自治会への補助金、自治会とその町の行政とのかわり合い方、それらが各6町村にいろいろあるかと思いますが、歴史もありますし。そうは言っても、自治会へ出す補助金というのは税金でございますから、各町とも公平性、平均がとれなければ困る。そのへんについて極力調整をしながら早期に、新しい市がみんな同じ制度で運営できるように、それは努めていかなければならないものだと思っております。

そのへんは、合併時に、または合併後、半年、1年という期限のお約束は、果たしてここではきかねるというふうに、事務局では考えておるのですが。

議長（荻野正直君）

どうぞ。

総務・企画小委員会委員長（中村長年君）

ご質問あるいはご要望の件でございますが、このことにつきましては、小委員会の中でかなり時間をかけたつもりでございます。実情を聞きますと、なかなか調整が難しい。ただ、基本的な共通の理解としましては、合併をするということですから、基本的には横並びに同じような形でもっていくのが、一番ベターだろうと思っております。

それから、新市の中で調整をしていくんだよということですが、先ほどお話がございましたように、いろいろな事業等の絡みもございます。したがって、その事業、あるいは別の形での補助金、補助事業、そういったものが確定されていきますと、順にそれが分かってくる場面がございます、なかなか歴史とか経緯とか、あるいは、それぞれのいままでの長い歴史の中で培ったものもございますから、ここで合併後にすばっというふうに一刀両断的な部分がなかなか難しい。

しかしながら、その精神はやはり統一性とか公平性とか、これをベースに置かないといけなのではないかと、そんなような形で報告をさせていただきました。

基本的には、個人的なその職に対する報酬的なものは、統一すべきだろうと思っておりますから、そのほかの地域的なものについては、それぞれ時間がある程度かかろうかと思いますが、統一の方向で望んでいく、こういったものが小委員会での見解のように、私は受け止めております。

議長（荻野正直君）

渡邊委員さん、よろしゅうございますか、ご理解いただきたいと思っております。

ほかにございませんでしょうか。

( な し )

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議第14号 その他の事務事業の取り扱いについてのうち、総務関係の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長(宮島茂君)

66-1 総務関係の取り扱いにつきましては、今日、中村委員長さんから報告がございました。お聞き願いたいと思います。

調整方針の案を読ませていただきます。

総務関係事務事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

1. 情報公開制度については、新市において条例化し、統一した運用を図る。
2. 地縁団体については、新市において条例化し、統一した運用を図ることとし、現状の団体は新市に移行する。
3. 公告については、新市において条例化する。掲示場の数については6カ所とし、位置は支所の場所とする。
4. 投票所数については、当面、現行のとおり新市に移行する。なお、変更の必要がある場合は、新市において検討する。ポスター掲示場の数については、法令の定めるところによる。
5. その他の総務関係事務事業については、新市において調整する。という案でございます。よろしく申し上げます。

議長(荻野正直君)

事務局の説明が終わりました。

何か質問・ご意見等ございますでしょうか。

( な し )

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議第15号 同じく、その他の事務事業の取り扱いのうち、防犯灯設置、維持管理の取り扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長(宮島茂君)

66-6 防犯灯設置、維持管理の取り扱い、これも今日、報告があったものでございます。

暗くなりまして、世の中に光を与えるものといえますと、商店街のネオンサインは別としまして、あとは街灯と防犯灯があるかと思えます。街灯につきましては、国、県、市町村などの行政機関、または商工会などの準行政的なものが、設置、維持管理をしていると理解しております。

今回のこれにつきましては、防犯灯についてでございます。

シートをご覧くださいますと、ほとんどが区が申請をして設置者が行政、電気料や維持管理は区でやっているというのが一般的なケースでございます。

調整方針の案でございますが、現行のまま引き継ぎ、新市において防犯灯台帳を整備し統一を図

る。

よろしくお願いします。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

何か質問・ご意見等ございますでしょうか。

（ な し ）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、協議第16号 その他であります、何かございますでしょうか。

どうぞ。

委員（樋口元治君）

八代の樋口でございます。

1点と2点お伺いしますが、1点は、先ほど質問しそびれてしまいましたものですから、参考に審議の中の議論等の内容をお知らせいただきたいと思えます。

協議第3号の支所・出先機関の取り扱いでございますが、調整方針で、「現役場庁舎は、当面、支所として・・・」とありますが、当面というのは、どのくらいを想定して当面ということか。何年くらいあとでは、支所を廃止ということも考えられるのか、この点について教えていただきたいと思えます。

それから、あと2点につきましては、ダイジェスト版が全世帯へ配布されました。それで、私たちも無尽会というようなところで、一般の人からいろいろ質問されるわけでございますが、知識が浅く答えることができません。そこで、検討しておいていただきたいということでございますが。

ダイジェスト版の中に、「等」「など」という表現がございます。意味は通じるから、そんなことは神経質に考えなくてもいいではないかという話もしたわけですが、それでも公文書だから、きっと、その扱い上のルールがあるのではないかというような質問をされましたものですから、また聞いておきますという話をしておいたわけでございますが。

例えば、利水対策、「温泉街等の観光振興」は漢字で等、それから「交通網の整備など」は平仮名で記してあるわけですが、その人の言うのには、公文書だからルールに従って統一したらどうかという話でございましたが、それはそのときの表現上の響きとかいろいろあって、そういうことではないかという話をしておいたわけでございますが、ここへ来る前に全部読み直してみたら、確かにページによっては平仮名の「など」が書いてあるところと、ページによっては漢字の「等」が書いてあるところ、それからページによっては混同されているところがあります。

この点については、今ここでということではなくて、事務局で検討しておいて、また教えていただきたいと思えます。

それから、もう1点は、新市は都市づくりを目指すということが大前提でございまして、では、その都市づくりはどういう都市を目指すかということですが、それは躍動するふれあい文化都市を目指すんだということでございますが、ダイジェスト版の中にも、あいさつの中には、「躍動するふれあい文化都市の実現に向けた新たなまちづくりを皆さんと共に」という表現がございます。

それから、めくっていただきまして1ページ、1のなぜ合併が必要かというところの一番最後には、「私たちの新しいまち」ということがあるけれど、これはどういうことだという質問を受けました。

一応、あいさつの中には、「躍動するふれあい文化都市の実現に向けた新たな都市づくり」でもいいのではないかと、その人の話でございます。

それから、「私たちの新しいまち」とうたってあるところは、いままで各単村がまちづくりをしてきたけれども、そのまちづくりは都市づくりを目指すということで、今の6町村が、新しい町をつくり変えるんだという視点でいいのではないかと、いう話をしました。

いろいろ考えてみますと、都市づくりのまちづくりということになりますれば、例えば、「石和温泉駅前街づくり」という表現はあると思います。その場合の町は平仮名でなく「街」ということになると思います。

実際、末端でそういう質問を受けましても、整理をした答弁が私たちにできません。

そこで、検討して教えてもらいたいのは、都市づくりというのはどういう場合に都市づくりといい、まちづくりという場合には、どういう視点でまちづくりといい、それから、先ほど出ました街づくりという場合には、こういうところの街づくりというふうな、整理をしてお願いしたいと思うわけです。

こんなことはどっちでもいいではないかということであれば、それでも通じるわけでございますが、一般のひとからこんなふうな話をされますから、法定協の合併委員として、これはこういう視点だよということ、説明したいという思いがありますので、交通整理ができて、そういう概念が整理できましたら、またいずれかの機会に教えてもらいたいと思います。

これから、恐らく新市建設計画というようなものがつくられると思うわけでございまして、そういう中へ整理をしていただきたいと思います。

この2点は、後ほどまた検討しておいていただきたいと、願います。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

ありがとうございました。

それでは、第1点目の3号議案であります、支所の当面というのはどのくらいの期間かと、この質問に対しまして、委員長さん、いかがでございましょうか、協議の過程で。

総務・企画小委員会委員長（中村長年君）

当面は当面ですと言いたいところでございますが、いろいろ考え方があろうかと思います。当分の間、あるいは当面という部分については、実は、その背景の中に、法律的な部分がございます。例えば、不均一課税の問題とか、そういったものもございまして、当面というのは、3年から5年くらいの間、ほかに合併特例法の中でいろいろな部分がうたわれているのですが、法的な部分を引用すれば、3年から5年という受け止め方が、まあ妥当ではないかと、そんなふうには思っていたわけでございます。

以上です。

議長（荻野正直君）

樋口さん、その点はよろしゅうございますか。

それから、ダイジェスト版の「等」とか「など」、あるいは新市の「町」「都市づくり」あるいは平仮名の「まちづくり」「街」等につきましては、新市の建設計画をつくる中で、そういったことを明確にさせていただきたいと、要望として承りたいと思います。

よろしくご理解をいただきたいと思います。

どうぞ。

委員（原田徹君）

実は、住民説明会がございましたし、前の合併のときもあるわけですが、大変役場が遠くなってしまって不便ではないかということ、住民の皆さん方、どなたもおっしゃっていたと思うんです。

ですから、審議の経過の中については、そういうお話も分かりませんが、3年、5年で支所がなくなるという話については、ちょっとこの場で決定いただけるのかどうかということになりますと、大変難しいのではないかと思うわけです。それと同時に、5年後には支所がなくなりますよということになりますと、住民の皆さん方に説明した内容についても、かなりギャップが出てくると思いますので、そのへんについては、ぜひひとつご理解をしておかないと、相互にまずいのではないかという気がするのですが、いかがですか。

事務局次長（宮島茂君）

支所の話でございますが、基本4項目というのがございまして、合併の期日、市役所の場所、名称、合併の方法、その中で市役所の場所については、暫定的に現在の石和町役場を市役所にしますと、決まっております。

そうは言いましても、石和の役場の中に全員入れるわけではございませんから、分庁方式というようなことも、ここで意見を言いました。それは暫定市役所であるから、新たにしかるべき場所に本庁舎を建設する。その場所については、6町村長がここにいる間に探す努力をしようということになっておりまして、その本庁舎ができた暁には、ひょっとしたら支所がなくなる可能性もあるのかなと。その本庁舎ができるのはいつなのかと考えた場合、すぐにはできないだろうとは思いますが、そういうような場所を探す努力をしていくということは、約束事になっております。

だから、支所については、3年経てばもうないとか、そういうことは今にも言える状況ではございません。

議長（荻野正直君）

ほかにいかがでしょうか。

はい。

委員（樋口元治君）

聞きそびれてお聞きしたら、3年から5年ということですが、先ほど、御坂町の助役さんから話がありましたように、住民は、支所はある程度、半永久的とは言いませんが、10年や20年、30年くらいは、支所はあるものだというふうな、暗黙の認識があります。それがありますから、3年や5年で支所がなくなるという話は、これはとてもできません。

したがって、支所と本所、あるいは住民との関係で、どのくらい機器の発達があって、家庭にいなながら、本所へ行かなくても済むというようなことが、すごく多くなるという時代でもない限りは、支所は廃止するということは、ちょっと難しいと思いますが、この点については、まだ具体的な考えもありませんから、ぜひ町村長さん方で、この点については運営調整会議で議論をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（荻野正直君）

今、小委員会の委員長さんのほうからもご説明がありましたように、どのくらいが目安かというのは、3年から5年くらいを目安にというお答えをいただいたわけでありましてけれども、いわゆる、その間に、その支所が必要かどうかということを見極めるというように、ご理解いただきたいと思っております。

そして、やっぱり必要なものはそこに残さなければいけないのではないかと、これは新市におきまして、議会もございまして、あるいは地域審議会もございまして、それから、それぞれの地区の区

長会もごさいますし、そういった皆様方の基本的なご意見を伺いながら決めていくと、ご確認をいただければいいのではないかと思います、いかがでございましょうか。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

どうぞ。

委員（山崎光世君）

事務局で、協定項目の4番の2を1回読んでいただきたい。新市の事務所の位置のところでは、

事務局次長（宮島茂君）

協定項目の4、新市の事務所の位置でございませう。

2番目に、現在の石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。と定められておひます。

議長（荻野正直君）

どうぞ。

委員（山崎光世君）

支所を置くというのは、今のところでは決まっておひますよね。6町村に支所を置くというのが決まっておひます。

さっき、樋口委員からご質問のあったところは、今の役場をどう使うのかという問題で、支所を旧町村に置くということは、既に協定項目の4で決められておひますから、ここは当面とはなっておひますよね。旧町村には支所を置く。

ただ、今日、協議したところは、現在のあとの5つ、石和も入れて6つを当面支所として使うんだということでは、ちょっと意味が違おひます。

ですから、例えば、私は春日居町ですから、春日居町の現在の役場が当面は支所だけれども、もしかすると古くなったから支所を建て直すかもしれない、移転するかもしれない、そういった意味で当面というのはとらえておひます、支所は当面置くというふうにはとらえておひます。協定項目の4番で、旧町村に置くということに決まっておひますから、そこのご確認をいただきたいと思ひます。

議長（荻野正直君）

その他にごさいませうでしょうか。

どうぞ。

委員（嶋田正雄君）

石和の嶋田ですが、新市の名称について、ちょっと事務局のほうにお願ひをしておきたいことがあります。

さっき、日程をお伺ひしますと、10月29日に有識者会議である程度の候補を出していただいて、11月の協議会に提案をしていただく。12月に投票して決定するということでは、ごさいませうので、ちょっと仮定の話になって恐縮ですけれども、実は、町民の中から情報の提供がごさいませう、仮定の話ということは、もし提案する市名の中に笛吹という言葉があった場合に、その笛吹という言葉はちょっと適切ではない、新市の名前にしては不適な意味があるという情報がごさいませうした。

それで、私、広辞苑なんかを調べてみたのですが、調べた範囲では、そういう不適なような意味は全然ないのですが、そういう情報の提供があったということと、それから、新しい市の名前を決めるということで、慎重に扱わなければいけないのではないかとおひますので、10月29日、あるいは11月の協議会までにもう一度、笛吹の意味について確認をしていただきたい。そして、ご報告いただきたいと思ひます。

なお、その情報の出所は、八代町の定林寺の住職の川久保さんのお話のようでございますが、そこに聞けば簡単に分かるのではないかと思いますけれども、そのへんの事情をはっきり聞いていただいて、もし笛吹という名前が出てくるのであれば、それも一緒にご報告いただきたい。

お願いをしておきたいと思います。

議長（荻野正直君）

嶋田委員さんに願いを申し上げたいのですが、ぜひそういった情報が入っていたら、そのことを、恐らく文章的にかなりきちっとできると思いますから、できたら、そのものを事務局にご提出いただければありがたいと思うのですけれども。

風の便りというような形でなくて、やはりきちっと出していただければ、事務局としてもそのことの意味、あるいは、そのことについて糸口が出てくるのではないかと思いますから。

委員（嶋田正雄君）

風の便りではなくて、さっきお話ししましたように、ある会合で定林寺の川久保さんが、そういうお話をされたということがはっきりしておりますので、川久保さんに聞いていただければ分かると思います。

私は全然面識もありませんし、ある意味では、皆さんに共通の理解をしておいていただいたほうがいいのではないかと、お願いをしているわけです。

議長（荻野正直君）

それでは、事務局で承っておきます。

ほかにごございますでしょうか。

どうぞ。

委員（相澤正子君）

八代の相澤でございます。

各地で合併説明会が行われたわけでございますが、そこでさまざまな意見が出たと思います。

もうある程度、こうやって決まってきたわけですが、そこで出た意見をこれからまだ取り上げていただけるかどうか、ということをお伺いしたいということと、八代町でございますが、各地区の説明会の中で複数、本当のたくさんの地区で出た意見がございます。それは、高校学区のことでございます。パワーポイントの説明でも小学校区の見直しということは出てまいりましたが、高校のことははっきりとしたものはございませんでした。現在、浅川中に通っている生徒の父兄も、やはり同じ学校でありながら、石和学区と甲府学区ということで、その点非常に不満を抱いているわけでございます。

せっかく、新しい市になるわけでございますので、ぜひ同じ学区で高校へ行けるようにしていただきたいということで、八代の説明会の各地区でその意見が出ました。それをなんとか取り上げていただければありがたいと思います。

よろしく願いいたします。

事務局員（雨宮寿男君）

教育のほうを担当していますが、高校の学区については、あくまでも県の新しい高校づくり推進課、こちらのほうで決めていることでございますけれども、今、高校改革ということで、峡東地区、石和高校、園芸高校なんかについてもいろいろな話が出ております。

そういった中で、県のほうでも当然、これからそういった学区の見直しなども考えていかなければならないのではないかと、感じているわけでございます。

それで、合併してからがいいのか、合併前にそういったお願いを各町村のほうからいいのか、ち

よっと私には分かりませんが、そのへんの話は県のほうへもしていったほうがいいのではないかと、私は感じております。

議長（荻野正直君）

それでは、そのことにつきましてはご意見として承り、恐らく、事務局のほうから説明がございましたように、今、高等学校の改革の問題がいくつかテーマになっておりますから、関係町村含めて、その話はしていかなければならないと思いますから、意見として承りたいと思います。

そのほかございませんでしょうか。

そのほか皆様のほうから、その他でご意見ございませんでしょうか。

（ な し ）

それでは、ほかにないようでございますから、以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

司会（中川啓次君）

荻野会長には、議長をどうもありがとうございました。

それでは、次第の4番目、次回の協議会日程について、事務局よりご説明を申し上げます。

事務局次長（宮島茂君）

それでは、次第の4番、次回の協議会の日程についてということでございますが、これはお願いになってしまって、非常に申し訳ないのですが、11月14日（金曜日）同じ場所、同じ時刻ということで、ぜひお願いしたい。

よろしく申し上げます。

（「異議あり」の声あり）

分かりました。

14日は名称の発表なんかをする大切な日ですから、第一義的に6町の首長さんの調整するのが非常に大変なんです。それで14日が空いていたものですから、私どものほうがそれを押さえて、今日をお願いをして聞いていただけたらよろしいなと思ったのですが、では議長さん方は全員だめということですか。

御坂だけね。

分かりました。

では、あと一度調整をさせていただきます。

では、仕切り直しということでやります。

司会（中川啓次君）

それでは、日程につきましては、そのような対応をさせていただきます。

次に、次第の5番目でございますが、その他でございます。

その他で何かございますでしょうか。

どうぞ。

委員（山崎光世君）

最近、新聞を見ると、ほとんど連日のように中道町という名称が出ております。

前回、第5回、5月14日の協議会の席で質問をさせていただいております。もし、中道町がこの協議会へというようなお話があったとき、われわれの対応はということで、荻野会長のほうから、この合併がしっかり決まらなければ、この現状の中へ他町村がうんぬんというような話になりまして、逆にこの合併そのものも危うくなるのではないかとということで、この6町村の合併については肅々と進めさせていただきたいということで意見が、いわゆる6町村長さんのことでしょう、意

見が一致しておりますと、こういうご返事をいただいているわけでございますけれども、中道町が今、甲府との合併またはわれわれとの合併、そういう二者択一であるのか、または合併しないというのをいれて三択でいくというような、いろんな報道がされているわけでございますが、私たちはこの6町村の枠組みで合併協議を重ねてきて、皆さんが大変なご苦勞をして、住民の説明会も、もう二度とやりたくない、こういうことをやってここまで来たわけでございます。

感想から言えば、住民説明会が終わったところで、ここまでやっきたなと胸をなでおろす、それはとりもなおさず住民の方も非常に、この合併について前向きに考えてくれているなという、そういう要素があったことも確かでございます。胸をなでおろしたい一因だと思いますが、今後、場合によって中道が、固有名詞でいいんだろうと思いますが、この協議会のグループへ入りたいと、こういう話が出た場合、どういう対応かご返事をもう一回いただきたいというのは、新聞をこれに関してはいくつか切り抜いて読ませていただいているのですが、どうも不安になるような記事もいくつかございます。

確か、荻野会長さんや議事録を見ても、先ほどご披露したようなお返事をいただいたのですが、どうも新聞社が勝手にいろんなことを書いているなという気もしますので、もう一度ここでそのへんのご確認をお願いしたいと思います。

会長（荻野正直君）

ただいま、山崎委員さんから、中道町の問題についてのご質問でございますが、最初に新聞の記事をお読みいただいた、そのことについては、一寸たりとも変わっておりませんし、この前にいる6カ町村の町村長さんも同じ考えであります。

したがいまして、それぞれの町村におきましての説明会でも、今と同じことを私は言わせていただきましたし、なおかつ、ここにお並びの町村長も、そういうような答弁をさせていただいているはずでございます。

したがいまして、繰り返して申し上げますが、今この合併協議会の一番の使命は、6カ町村の合併を期日にしっかり合併をするということが目標でございます。しかも、先ほど申し上げましたように、既に住民の意向調査を明日にもやろうという状況にあります。なおかつ、12月には議会で、できますれば合併を決めていただきたいと、これは私の願いでございますけれども、今からそれについては協議をするわけですが、こんな願いでございます。

ですから、中道町さんの問題につきましては、もし、仮にこの合併に入りたいというような意思表示があったならば、法的な手順に基づいて、受け入れをしなければならないのではないかと、いうふうに思っております。

そうは申しましても、時間的な、あるいは作業を進める上での事務局の意見もあると思いますから、物理的な問題については、事務局に答えていただきたいと思っております。

司会（中川啓次君）

ただいま、会長のほうから、事務局のほうではどうかということをお知らせしましたが、私がお話をするまでもなく、これまで行ってまいりました合併事務につきましては、将来構想の策定におよそ12カ月かかっております。さらに、その説明会におよそ2カ月というふうな期間を要しております。

そんな中で、先ほど委員さんの中からもご意見が出ましたように、これから私どもは新市の将来構想に基づく建設計画を立てていかなければならないという状況でございます。この建設計画にも恐らく3カ月くらいは最低でも必要ではないかと考えております。そうしますと、その期間を合計しますと、約17カ月を必要とする状況でございます。また、その間には並行して事務事業のすり合わせですとか、さらに、今、意見が出ておりますように新市の名称の選定、それから住民の意向調

査等も並行した中で行ってきているわけでございます。

そうしたことを考えますと、これを新たな枠組みで再度やり直すというようなことになると、事務局としては非常に厳しいものがございます。

したがって、事務局としましては、この対応につきましては、大変難しいものがあると考えております。

以上です。

会長（荻野正直君）

ただいま、事務局から発言がありました。先私の発言と併せてご理解をいただきたいと思えます。

委員（山崎光世君）

皆さんもそうだろうと思えますけれども、私どもも住民説明会に臨ませていただいて、住民の方にご理解を賜ったのは6町村の合併で、7になれば、もう一回住民の方に説明をし直さなければならぬということですから、今、会長が言われた方針で一丸となって、皆さんと協力してやっていきたいと思えます。

ありがとうございました。

司会（中川啓次君）

そのほかに何かございますでしょうか。

ございませんか。

（ な し ）

ないようでございますので、以上をもちまして、協議会を閉会としたいと思います。

相互に礼をして終わりたいと思えますので、皆様のご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時15分

第10回 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会 出席者

平成15年10月11日

【石和町】

萩野 正直  
芦野 知夫  
上野 稔  
山下 安・  
萩野 勇夫  
鈴木 貞夫  
山下 浩樹  
風間 雅子  
嶋田 正雄

【御坂町】

小澤 栄眞  
矢野 一則  
上野 元昭  
原田 徹  
渡邊 芳直  
岡 美枝子  
渡邊 昂  
古屋 栄  
長尾 壮  
小河内 英紀

【一宮町】

小宮山 文明  
中川 一彦  
萩原 正純  
竹下 光広  
雨宮 良孝  
岡 保和  
石川 英雄  
樋口 龍八  
古屋 伸吾  
水野 孝子

【八代町】

古屋 貞次  
樋口 猛  
風間 好美  
中村 春樹  
樋口 元治  
前島 弘子  
相澤 正子  
小越 寿々務  
武川 忠雄  
松山 政夫

【境川村】

角田 義一  
龍澤 敦  
相澤 直樹  
中村 長年  
宮川 一英  
宇佐美 常春  
小澤 恒夫  
岡 梅子  
角田 義澄  
新田 治江

【春日居町】

金井 豊明  
山本 富貴  
山崎 光世  
生原 英喜  
飯田 勝丸  
飯田 章雄  
今澤 龍男  
中村 喜光  
茂手木 貴子  
奥原 孝季